

## 食事による栄養摂取量の基準の一部を改正する件（案）の概要

### 1. 改正の趣旨

食事による栄養摂取量の基準（平成 27 年厚生労働省告示第 199 号。以下「基準告示」という。）においては、健康増進法（平成 14 年法律 103 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量及び栄養素の量の基準を定めている。

当該基準告示は 5 年ごとに見直しを行っており、今般「日本人の食事摂取基準」策定検討会を開催して最新の知見に基づく見直しの議論を行ってきたところである。

「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（案）（平成 31 年 3 月「日本人の食事摂取基準」策定検討会。以下「報告書（案）」という。）において示された指標等を踏まえ、基準告示を改正するもの。

### 2. 改正の内容

- (1) 摂取することが望ましい熱量及び栄養素の量の基準を、報告書（案）において示された指標等に合わせるものとする。
- (2) その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

法第 16 条の 2 第 1 項

### 4. 告示日

令和元年 9 月下旬（予定）

### 5. 適用期日

令和 2 年 4 月 1 日